

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 2 日

各介護保険者介護保険担当課
各広域介護保険者担当課 御中

富山県厚生部高齢福祉課長
〔 公 印 省 略 〕

新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症については、首都圏等で急激に感染拡大しており、県内においても複数名の感染者が確認され、また、本日、県内の介護保険サービス事業所に従事する職員の感染が確認されたところです。

このため、感染拡大防止の観点から、貴保険者所管の介護サービス施設・事業所に対して、先の事務連絡（新型コロナウイルス感染防止対策等の徹底について（令和2年3月31日付富山県厚生部高齢福祉課長事務連絡））等でお示しした内容についてご留意の上、至急適切な対応をとっていただくとともに、感染防止策の一層の徹底についてお願い申し上げます。

また、広域保険者においては、構成市町村への周知もお願いします。

【令和2年3月31日付富山県厚生部高齢福祉課長事務連絡の内容】

- 1 首都圏や関西圏など感染が拡大している地域から県内に転居する従業員（4月からの新規採用職員を含む）及び海外など感染が拡大する地域に旅行した従業員については、咳エチケットや手洗いの励行など基本的な感染防止策を徹底していただくようお願いします。
- 2 また、上記1の該当者については、着任後2週間は毎日体温を測り、少しでも異常が見られた場合（発熱や風邪の症状等）は、必要に応じて帰国者・接触者相談センター等に相談いただき、出勤を見合わせていただくなど、適切な指導をお願いします。
- 3 さらに、イベント等の開催については、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「クラスター発生の3条件」
 - ① 密閉空間にしないための換気の徹底
 - ② 密集状態にしないための一定の距離の確保
 - ③ 近距離での会話や発声の回避を行い、保健衛生や環境衛生を良好に保つことに十分ご配慮いただくなど、別添の「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等の開催基準等について」を参考に、適切な対応をお願いします。

（事務担当） 高齢福祉課

施設・居宅サービス係 TEL 076-444-3414